

意見公募手続実施概要

(様式1)

案 件 名	四條畷市文化財保存活用地域計画(原案)
趣 旨 ・ 目 的	本市の豊かな文化財を総合的かつ一体的に保存及び活用し、文化財の次世代継承並びに郷土愛醸成に取り組むために、文化財保護法第183条の3に基づき「四條畷市文化財保存活用地域計画(原案)」を作成しました。 これに対する市民の皆さまのご意見を募集します。 お寄せいただいたご意見は、取りまとめのうえ、市ホームページなどで公表します。
意 見 募 集 期 間	令和8年10月15日(木)～令和8年11月14日(土) ※窓口持参は令和8年11月13日(金)16時30分まで ※郵送は令和8年11月13日(金)必着分まで
公 表 案 ・ 資 料 等	四條畷市文化財保存活用地域計画(原案)
対 象	・市内在住・在勤・在学の人 ・市内に事業所を有する個人・法人 ・利害関係者
意 見 の 提 出 先	【担当課】 地域協働部文化財課 【所在地】 〒575-8501 四條畷市中野本町1-1 【電話】 072-877-2121/0743-71-0330 (内線 290～292) 【FAX】 072-877-8300 【電子メール】 bunkazai@city.shijonawate.lg.jp 【電子申請フォーム】 https://logoform.jp/form/oZYA/1783404

意見提出方法	意見書に<u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u>の上、 次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ●電子申請フォーム
注意事項	・提出された意見は公表します（個人情報等に該当する部分を除く）。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、文化財課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてください。